

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(1)	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
① 疾病の予防	育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。	R6年度	妊娠期から乳幼児期は母子の健康づくりを行うため、育児サークルや離乳食教室等で基本的な生活習慣の確立について啓発を実施する。また、成人期に対して、SNSや熊本健康アプリ等を活用し、健康情報の発信や特定健診・がん検診の受診勧奨など啓発を行う。	各区保健こども課における妊産婦健康相談や離乳食教室、地域の育児サークル支援等を通じ、生活習慣の確立や疾病予防等の啓発を行った。	A	妊娠期から乳幼児期に実施される様々な事業を通じ、生活習慣の確立や疾病予防等の啓発を継続する。	有	—	こども支援課
		R7年度	引き続き、妊娠期から乳幼児期の健康づくりを行うため、妊産婦健康相談や離乳食教室、地域の育児サークル支援等を通じ、生活習慣の確立や疾病予防等啓発を実施する。また、成人期に対して、SNSや熊本健康アプリ等を活用し、健康情報の発信や特定健診・がん検診の受診勧奨など啓発を行う。						
		R6年度	引き続き、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	個別受診勧奨等の向上のための取組をおこなった。がんの早期発見と早期治療につなげ、疾病の予防に努めた。	A	ライフステージに合わせた啓発内容の充実を図り、効果的な情報発信手段について検討する。	有	—	健康づくり推進課
		R7年度	引き続き、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。						
② 早期発見・適切な対応	乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。	R6年度	引き続き、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	R6年度については、乳がん・子宮頸がんの無料クーポン未使用者に対する再勧奨を新たに行う等、個別受診勧奨の強化等に取り組むことで、がんの早期発見・早期治療をさらに図った。	A	個別受診勧奨等受診率向上の取組を強化する等、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	有	—	健康づくり推進課
		R7年度	引き続き、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。						
		R6年度	乳幼児健康診査において、疾病や発達障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。	乳児健康診査は医療機関において、幼児健康診査は各区役所保健こども課で健診を実施し、異常の早期発見、早期治療や療育へのつなぎ、相談対応を行うことができた。	A	健診の実施、異常の早期発見、治療や療育へのつなぎ、相談対応を行う。	有	—	こども支援課
		R7年度	引き続き、乳幼児健康診査において、疾病や発達障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
① 重症心身障がい児・者等の支援の充実	・総合的な支援体制の確保 重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。 ・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備 医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、障がい児から障がい者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。 ・療育、リハビリテーション機関の確保、レスパイトケアの充実 NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。 ・行動障がいのある人に対する支援 在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など、行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。	R6年度	医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップを実施し、「医療的ケア児等コーディネーター」の定着を図ると同時に、障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとしての位置づけを明確にすることで相談支援体制の充実を図る。また、引き続き、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、地域課題の共有及び解決策を検討する。	地域の支援者がコーディネーターとして「重症心身障がい児」や「医療的ケア児」のライフステージに応じた支援が行えるよう医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施した。また、障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターに対して、市町村コーディネーターとしての役割の理解が明確となるよう意見交換（フォローアップ）を実施し、相談体制の充実を図った。 引き続き、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を2回開催し、「重症心身障がい児」や「医療的ケア児」の災害対策や支援の課題について、支援者や当事者と情報共有や解決策の検討を行った。	A	医療・保健・福祉などそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行ううえで欠かせないコーディネーターを養成していくために医療的ケア児等コーディネーター養成研修を引き続き実施する。特に障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとして包括的な支援体制が構築できるようフォローアップを実施し、定着を図っていく。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有や課題解決策を検討する。	有	重症心身障がい児等在宅支援事業	障がい福祉課
		R7年度	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を引き続き実施し、特に障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとして包括的な支援体制が構築できるようフォローアップを随時、実施する。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有や課題解決策を検討する。						
		R6年度	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を選任し、地域における身近な相談窓口体制の確立を目指す。相談状況や相談員の意見も踏まえ、今後の相談支援体制の検証を行う。	身体障がい者相談員：3名 相談件数：9件 知的障がい者相談員：5名 相談件数：287件	A	引き続き、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を設置し、地域における相談窓口体制の確立を目指す。	有	障がい者相談員設置経費	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を選任し、地域における身近な相談窓口体制の確立を目指す。相談状況や相談員の意見も踏まえ、今後の相談支援体制の検証を行う。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
		R6年度	居宅訪問型児童発達支援事業所の指定と制度内容の周知を行う。	令和6年度に、居宅訪問型児童発達支援事業所を新規で1件指定した。	A	引き続き周知を図り、新規事業所の増加を図る。	有	児童発達支援事業	障がいサービス課
		R7年度	引き続き、居宅訪問型児童発達支援事業所の指定と制度内容の周知を行う。						
		R6年度	今後、養成される中核的人材を活用し地域の連携体制を整備する。	中核的人材育成に向けて合同研修会（児童発達支援センター連絡会）を9月に実施。地域における中核機能の役割を明確化し、連携を図った。	A	中核機能について研修会を実施し、中核的人材を活用できるよう体制づくりを進める。	有	—	障がい福祉課
		R7年度	中核機能について研修会を実施し、中核的人材を活用できるよう体制づくりを進める。						
② 医療費の助成	障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、小児慢性特定疾病や重度心身障がい者（児）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の医療費の助成を行います。	R6年度	重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。	重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるよう各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成した。また、併用レセプト運用を開始したことで市民や医療機関の手続き負担を減らすことができた。	A	引き続き、重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。また、オンライン申請手続の周知を行うなど、手続の拡充等を検討し、利便性の向上を図る。	有	重度心身障害者（児）医療費助成	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。また、オンライン申請手続の周知を行うなど、手続の拡充等を検討し、利便性の向上を図る。						
		R6年度	適正な助成を行うため関係機関との連携を図りながら実施継続していく。	自立支援医療（精神通院医療）の適切な給付を実施できた。	A	適正な助成を行うため、関係機関との連携を図りながら実施継続していく	有	自立支援医療（精神通院医療）事業	こころの健康センター
		R7年度	引き続き、自立支援医療（精神通院医療）費の申請があった際に適切な給付を実施し、精神科通院の経済的負担を軽減できるよう努める。						
		R6年度	事業対象者に受給者証や医療券等を発行し、医療費負担を軽減する。	支給認定の申請があった際に適切な給付を実施し、対象者の経済的負担を軽減することができた。	A	支給認定の申請があった際に適切な給付を実施し、対象者の経済的負担を軽減する。	有	—	こども支援課
		R7年度	引き続き、事業対象者に受給者証や医療券等を発行し、医療費負担を軽減する。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ 歯科保健医療の推進	・ 歯科疾患の予防 歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。また、障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。 ・ 歯科受診の推進 歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。 ・ 歯科保健医療体制の充実 熊本県歯科医師会立口腔保健センター、熊本市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実を図ります。	R6年度	障がい児等の未就学児を対象に各区役所で歯科相談、フッ化物塗布と口腔ケアを実施する。幼児健診時などに対象となる児の保護者に事業を紹介するなどして啓発を行う。 県歯科医師会のホームページを紹介するなどして障がい児(者)が受診できる歯科医院の情報提供を行う。 節目年齢歯科健診、妊婦歯科健診、フッ化物塗布事業の協力医療機関に熊本県歯科医師会口腔保健センターが追加されたことをきっかけに、障がい児(者)が事業を利用しやすい環境を整備する。	・ 障がい児及び発達に不安のある児のむし歯予防事業（歯っぴー事業）のR6実績 ・・・延人数81人、実人数29人、実施回数25回 ・ 「障がい児（者）施設における歯科検（健）診の重要性について」をテーマに地域歯科保健研修会を開催し、施設職員等が参加した。・・・参加者49人	A	事業評価を行い、今後の事業のあり方（開催回数の見直しなど）について検討する。	有	—	健康づくり推進課	
		R7年度	障がい児等の未就学児を対象に各区役所で歯科相談、フッ化物塗布と口腔ケアを実施する。幼児健診時などに対象となる児の保護者に事業を紹介するなどして啓発を行う。 県歯科医師会のホームページを紹介するなどして障がい児(者)が受診できる歯科医院の情報提供を行う。 節目年齢歯科健診、妊婦歯科健診、フッ化物塗布事業の協力医療機関に熊本県歯科医師会口腔保健センターが追加されたことをきっかけに、障がい児(者)が事業を利用しやすい環境を整備する。							
		R6年度	歯科医師及び歯科衛生士が、障がい児(者)に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。また、保護者や施設職員等からの個別相談を受ける。	障がい児(者)施設、2施設で実施。2施設合計約100名参加。	A	引き続き、事業を行い、障がい児(者)の口腔健康の維持向上に努める。	有	障がい児(者)口腔ケア事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、歯科医師及び歯科衛生士が、障がい児(者)に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。また、保護者や施設職員等からの個別相談を受ける。							
		R6年度	地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実のため、引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行う。また、熊本市歯科医師会との連携も図る。	地域の歯科診療所での障がい児(者)歯科予防の技術、知識の向上を図るため、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターに対する運営支援を行った。	A	引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行っていく。	有	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業（口腔保健センター負担金）	医療対策課	
		R7年度	地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実のため、引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行っていく。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
④ 二次障がいの予防	一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。	R6年度	障がい者サポーター研修等を通じ、市民および職員へ障がいに関する正しい知識の提供を行う。	熊本市障がい者相談支援センターと連携し、障がい者サポーター研修、出前講座を開催し、障がいに対する正しい知識の普及啓発を行った。 （R6年度実績） ・研修会数：44回 ・サポーター数：2,735人	A	引き続き、市民への障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、内容についてもブラッシュアップを図る。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、市民への障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、内容についてもブラッシュアップを図る。							
		R6年度	電話や来所等にて相談支援を行うとともに、関係機関への技術支援を実施していく。また、各研修会、講演会等を通じ、障がいに関する正しい知識の普及啓発に取り組む。	電話相談件数（延）9,008件、来所相談（延）396件、訪問相談（延）33件、計9,437件。 また、関係機関への技術支援について、982件実施。 支援者向け研修会（23回、延べ4,548名参加）、市民向け講演会（20回、延べ3,883名参加）	A	今後も相談対応や普及啓発事業を実施する。	有	—	こころの健康センター	
		R7年度	引き続き、相談支援及び技術支援を行うとともに、普及啓発に取り組む。							
		R6年度	教職員、学級支援員、家庭地域に対し、研修会の実施や特別支援教育リーフレットの配付（HP掲載含む）を通して理解を広げる。	特別支援教育リーフレットを作成し、学校、保護者等に配付した。また、区役所の窓口での配付に加え、市のHPに掲載し市民の障がいについて正しい知識の普及を図った。	A	障がいについて正しい理解の普及を図るために特別支援教育リーフレットを改定し、周知を図る。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課	
		R7年度	教職員、学級支援員、家庭地域に対し、実施や特別支援教育リーフレットの配付（HP掲載含む）を通して理解を広げる。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(3)	難病に関する保健・医療施策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 難病対策の推進	難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談等、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行います。難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関（者）、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。また、難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。	R6年度	児童の難病（小児慢性特定疾病）に関して、相互交流支援事業を行っている。また対象者へ医療費の助成を行う。	相互交流事業を7回開催した。また、医療費支給認定の申請があった際には、適切な給付を実施した。	A	引き続き相互交流事業を開催する。また、医療費支給認定の申請があった際は、適切な給付を実施する。	有	—	こども支援課	
		R7年度	引き続き児童の難病（小児慢性特定疾病）に関して、相互交流支援事業を行っている。また対象者へ医療費の助成を行う。							
		R6年度	①今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。 ②熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。併せて、当課においても医療講演会・相談会を実施し、必要な情報の提供や支援を行う。また、訪問相談事業も継続して実施する。	①難病対策地域協議会を開催し、関係機関と情報共有及び今後の連携に関する協議を行った。 ②熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会を3回、当課において医療講演会・相談会を1回開催した。また訪問相談事業を4回実施した。	A	①今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。 ②熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、関係者への研修や相談会、講演会等を実施するとともに、訪問相談事業を継続して実施する。 ③指定難病医療費助成における申請者は増加傾向にあり、制度等のより一層の周知等継続した啓発活動を行う。	有	①指定難病関係事務経費（難病相談支援センター事業を除く） ②難病特別対策事業経費 ③指定難病医療費公費負担経費	医療対策課	
② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。	R6年度	障害者総合支援法の対象疾病の見直しが行われた場合には、障害福祉サービス事業所等へ周知を行い、随時質問等に対応し、障害福祉サービス等の利用を促す。難病法及び児童福祉法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、「登録者証」を発行する事業が創設されたことを受け、障害福祉サービス等受付を円滑に行えるよう周知する。	ハローワークの利用や障害福祉サービスの受給申請時に、「登録者証」をもって指定難病の患者であることを確認できるようになったことをHPで周知した。また、HPには「難病患者さんのためのガイドブック」を掲載しており、その中で難病の方が利用できる障害福祉をはじめとした各種サービスを案内した。	A	引き続きHPを活用した周知を行う。また、「難病患者さんのためのガイドブック」をHPに掲載し、難病の方が利用できる各種サービスについて案内を行う。	有	—	医療対策課	
		R7年度	引き続きHPを活用した周知を行う。また、「難病患者さんのためのガイドブック」をHPに掲載し、難病の方が利用できる各種サービスについて案内を行う。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の推進						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
① 精神科医療機関等との連携の強化	緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がい者の状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や相談支援事業所等との連携による支援の充実を図ります。 区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・障がい者相談支援センター等における相談体制の充実に努めます。	R6年度	緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適切な医療が提供できるように精神科救急医療体制の充実を図っていく。 精神科救急情報センター相談員研修会を9月3日開催予定である。	9月3日に精神科救急情報センター相談員研修会を実施した。 本研修には、44の医療機関から76名（新規受講数27、名既従事者受講数49名）の従事者が参加した。	A	R7年度も継続して精神科救急情報センター相談員研修会の実施を行う。困難事例も増えてきている為、関係機関で協議しながら実施する。	有	精神科救急医療体制整備事業	こころの健康センター
		R7年度	引き続き、緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適切な医療が提供できるように精神科救急医療体制の充実を図っていく。 精神科救急情報センター相談員研修会を9月2日開催予定としている。						
② 依存症の対策	依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	R6年度	依存症専門医と依存症専門相談員による依存症相談を行う。 普及啓発に関しては、市民の方に対して予防の視点も取り入れた研修、支援者に対してはさらなるスキルアップを目的とした研修を実施していく。また、出前講座等による普及啓発も随時行う。	依存症専門医12回(月1回)、依存症専門相談員37回(月4回程度)実施した。 依存症家族教室25回189人、アディクション行動変容グループプログラム24回43人参加した。 市民向け講演会は1回18名、支援者向け研修会は5回420人（うち委託機関4回391人）であった。 出前講座と薬物乱用防止教室を計5回945人実施した。	A	引き続き、相談対応に取り組む。 家族教室や行動変容GPIに継続して参加できるよう、必要時個別フォローする。 講演会、研修会は二ーズに合った内容を企画する。	有	①精神保健相談支援事業経費 ②精神保健研究・啓発事業経費 ③依存症支援者等研修事業	こころの健康センター
		R7年度	依存症専門医と依存症専門相談員による依存症相談を行う。 普及啓発に関しては、市民の方に対して予防の視点も取り入れた講演会、支援者に対してはさらなるスキルアップを目的とした研修を実施していく。また、出前講座等による普及啓発も随時行う。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ ひきこもりへの対策	社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談を行うなど、関係機関と連携して長期化するひきこもりに対する相談体制の充実を図ります。	R6年度	相談対応、普及啓発、人材育成等に取り組む。	電話相談1,502件、メール253件、オンライン相談27件、来所相談951件、訪問相談181件、計2,914件であった。当事者プログラム103回・547人、家族教室12会・78人が参加した。連絡協議会は2回開催、ひきこもりサポーター養成研修は1回、11人が参加した。	A	今後も相談対応の継続、各関係機関との連携を取りながら対応していく。	有	—	こころの健康センター	
		R7年度	引き続き、相談対応、普及啓発、人材育成等に取り組む。							
④ 高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。	R6年度	電話や来所等にて相談対応に取り組む。	電話相談件数（延）2件であった。来所相談件数（延）0件であり、訪問相談0件であった。	A	今後も随時対応を行う。	有	—	こころの健康センター	
		R7年度	引き続き、相談対応に取り組む。							
⑤ 発達障がいへの対応	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい者支援センターと連携し、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握とネットワークの構築を行います。	R6年度	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための研修等を企画開催するとともに、現状の把握とネットワーク構築のための連携会議等を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための講演会や研修会を開催した。また、地域の現状の把握とネットワーク構築のため、関係機関及び支援者と共同で研修会や会議を開催した。発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図った。	A	関係機関とのネットワーク会議を継続し、支援体制を整備していく。また、地域の現状やニーズに合わせた取組（支援者研修や巡回相談等）を実施していく。	有	—	こども発達支援センター	
		R7年度	引き続き、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための研修等を企画開催するとともに、現状の把握とネットワーク構築のための連携会議等を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現								
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供								
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の推進								
具体的な取り組み			取組予定		取組実績		評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑥	自殺予防への対策	自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには熊本市自殺対策連絡協議会等の実施による関係機関との連携した取組を推進します。	R6年度	自殺予防啓発講演会を開催し、市民に対して広く啓発を行う。また、ストレスチェックシステムやSNS相談、その他の相談窓口等について、市政だよりやホームページ、SNS等を活用して普及啓発を行う。 ゲートキーパー養成については、新たに教員向けの研修や企業向けの講座等を行い、拡充を図る。	自殺予防週間には、「こどもの困りに気づくために」をテーマに保護者向け講演会を開催した。また、市役所1階でのパネル展示他、公式SNS、市政だより等を利用した啓発を実施した。 また、SNS相談では、延べ2,650件の相談を受け、ゲートキーパー養成講座は3,149人が受講した。 自殺対策連絡協議会では、関係機関との意見交換を実施し、連携を図ることができた。	A	引き続き、自殺予防の啓発およびSNS相談等相談窓口の周知、ゲートキーパー養成講座の拡充を図る。	有	地域自殺対策緊急強化事業	こころの健康センター	
			R7年度	自殺予防啓発講演会を開催し、市民に対して広く啓発を行う。また、ストレスチェックシステムやSNS相談、その他の相談窓口等について、市政だよりやホームページ、SNS等を活用して普及啓発を行う。 ゲートキーパー養成については、教員向けの研修や若者向けの研修等を行い、拡充を図る。							
⑦	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム・・・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、医療、障害福祉サービス・介護、住まい、社会参加（就労）、地域助け合い、教育が包括的に確保された支援・サービス提供体制のこと。	R6年度	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：年4回開催予定 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区年3～5回開催予定 コアメンバー会議：月1回開催予定 地域精神保健福祉連絡協議会：年1回開催予定	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）は4回実施（6月、9月、12月、2月）延べ234名参加した。 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）は各区3回～4回実施し、延べ参加団体数113団体であった。	A	地域移行支援部会全体部会、各区部会等を活用し精神障がいのある人にも対応可能な地域包括ケアシステムについて協議を行う。	有	—	こころの健康センター	
			R7年度	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：年4回開催予定 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区年3～5回開催予定 コアメンバー会議：月1回開催予定							
			R6年度	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う。	精神障害者地域生活移行支援事業所と連携し、課題の共有を図った。	A	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う必要がある。	有	地域相談支援事業	障がいサービス課	
			R7年度	引き続き、地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
	・ピアサポーターの活動支援 精神障がいのある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、フォローアップの研修を行うことで、ピアサポーターの活動を支援します。 ・当事者交流・活動の支援 精神障がいのある人の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の支援や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。 ・家族に対する支援 電話・来所相談、訪問指導等や家族教室を通して、家族への支援を実施します。	R6年度	障がい者自立支援協議会の精神障がい者地域移行支援部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて検討し、ネットワーク作りの方法や各機関の役割について協議を行う。	ネットワーク作りの方法や各機関の役割について協議をおこなった。	A	引き続き、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築にむけて協議を行う。	有	相談支援事業経費	こころの健康センター	
		R7年度	引き続き、障がい者自立支援協議会の精神障がい者地域移行支援部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて検討し、ネットワーク作りの方法や各機関の役割について協議を行う。							
		R6年度	毎月開催される精神保健家族教室への職員の参加（偶数月のみ）。精神保健家族教室の開催にあたって、市政だよりで周知を行う。家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。	毎月開催される精神保健家族教室へ偶数月は市職員も参加し、家族会との連携を図るとともに、その場で家族相談を受けた。家族相談では社会資源や制度などの情報提供を行った。	A	引き続き家族教室での家族相談や、電話・面談等にて家族相談を継続して行っていく。	有	—	こころの健康センター	
		R7年度	毎月開催される精神保健家族教室への職員の参加（偶数月のみ）。精神保健家族教室の開催にあたって、市政だよりで周知を行う。家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり						
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援						
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
① 事業主への啓発	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。 様々な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。障がい者雇用等を積極的に行っている企業を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を企業に周知することで、障がい者雇用に対する意識の向上を図ります。 障がい者雇用に取り組む企業に対する本市独自の雇用奨励金制度の周知を図って、一般企業への就労を促進します。障害者雇用促進法の改正における障がい者の法定雇用率の引き上げや雇用支援の強化などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。	R6年度	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に関する理解促進を図るとともに、障がいについてのそれぞれの特性や配慮の方法等を周知することで就労の機会の充実と雇用環境の整備を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、企業に対して雇用推奨のための活動を実施した。（雇用勧奨実施企業数：222件） 障がい者自立支援協議会就労部会においては、障がい者雇用に関する意見交換及び情報共有を行うとともに、事業主向けの「しごといく」を改定し、関係機関へ配布した。また、企業や事業所に対し、障がい者雇用に関する研修を開催した。	A	引き続き、事業主に対して障がい者雇用に向けた積極的な啓発活動に努めていく。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に関する理解促進を図るとともに、障がいについてのそれぞれの特性や配慮の方法等を周知することで就労の機会の充実と雇用環境の整備を行う。						
		R6年度	障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。	障がい者、母子家庭の母、高齢者といった就労支援が必要な方々の雇用促進を目的として、雇用奨励金制度の周知活動を労働局と共同し行い、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んだ。 令和6年度は、雇用奨励金として合計80件、総額1,968千円の奨励金を交付した。 【内訳】 障がい者：50件（1,248千円） 母子家庭の母：11件（264千円） 高齢者：19件（456千円）	A	今後も事業を継続し、労働局と協力し、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んでいく。	有	—	雇用対策課
		R7年度	特定求職者雇用奨励金（旧名称：障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金）の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり						
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援						
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
② 雇用にあたっての支援	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成などにより、企業の活動を応援します。 市が行う工事の入札に参加する際の競争入札参加資格登録において、障がいのある人の雇用促進に努めている企業に対し、格付け（ランク付け）にて加点の優遇措置を行います。	R6年度	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、職場定着支援を実施していく。また、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、市民に向けて企業の活動を周知し、応援する。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場開拓、就職支援、就職後の職場定着支援を実施した。（職場定着支援件数：494件） また、障がい者雇用を推進する企業に対して、障がい者サポート企業・団体の認定を行った。（1団体）	A	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、障がい者就労支援事業所等と連携を図り、障がい者への就労支援および定着支援を行う。また、熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）とも連携し、障がい者サポート企業・団体の認定拡大に取り組む。	有	①障がい者就労・生活支援センター事業 ②熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、障がい者就労支援事業所等と連携を図り、障がい者への就労支援および定着支援を行う。また、熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）とも連携し、障がい者サポート企業・団体の認定拡大に取り組む。						
		R6年度	工事等入札参加資格審査申請（格付け（ランク付け））の際に、障がい者を雇用している企業に対し、主観的数値の点数を加算する取扱いを継続する。	障がい者を雇用している事業者に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、令和6年度の工事等入札参加資格審査申請の際に実施した。	A	障がい者を雇用している事業所に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、今後の工事等入札参加資格審査申請の際にも継続する。	有	—	工事契約課
		R7年度	引き続き、工事等入札参加資格審査申請（格付け（ランク付け））の際に、障がい者を雇用している企業に対し、主観的数値の点数を加算する取扱いを継続する。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ 公共機関での障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用については、身体障がい、精神障がい及び知的障がいのある人を対象としており、今後も一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用していきます。 熊本市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の活躍を進めるために、職員一人ひとりの特性や能力を活かすことができる職務の選定及び環境等の整備に取り組んでいきます。 障がいのある人を雇用し、市役所での勤務経験を踏まえ、一般就労へのステップアップにつなげるチャレンジ雇用の取組を進めていきます。	R6年度	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備を行う。	市長部局において、R6. 6. 1時点で法定雇用率を確保することができなかったが、R6. 9. 1時点で法定雇用率を確保した。また、新規採用職員研修を実施し、障がいに対する理解促進や合理的配慮を行うことの重要性について説明した。	A	法定雇用率達成に向け、関係課と連携し、障がい者雇用促進と職場定着を行うとともに、障がいの有無に関わらず働きやすい職場づくりを進める必要がある。	有	障がい者雇用関係経費	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備を行う。（一部事業は人事課へ移管）					①障がい者雇用関係経費 ②障がい者雇用促進経費	障がい福祉課 人事課	
		R6年度	障がい者支援チームと関係機関との連携を図り、障がいのある職員の特性に応じた能力が発揮できる職務の選定および環境等の整備を行う。	・障がい者支援チーム構成・関係部署で、R7年度からの新たな障がい者の雇用の場となるワークステーションについての課題共有、協議を行った。事例についても、個別に丁寧な情報交換し、適切な対応を心がけた。 ・聴覚に障がいのある職員に対して、電話リレーサービス、文字起こし機能付きボイスレコーダーを、また、視覚に障がいのある職員に対して、音声読み上げソフトを支援ツールとして導入しており、業務遂行環境を整備している。 ・ハローワーク等関係機関と連携した職場との面談により、障がい特性についての理解を深めた。	A	障がい者支援チームと関係部署等との連携を密に行い、障がいのある職員の就労定着および職場の理解促進を図る。	有	—	人事課	
		R7年度	引き続き、障がい者支援チーム、関係機関との連携を図り、障がいのある職員の特性に応じた能力が発揮できる職務の選定および環境等の整備を行う。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
		R6年度	教員採用試験実施要項にある「障がいのある者を対象とした特別選考」の案内を分かりやすい表示に変更し、市ホームページ及び大学説明会にて更なるPRを行う。	雇用については、ハローワークでの公募を始め、募集期間を長く設定し、より多くの採用を目指した結果、法定雇用率に近づくことができた。 障がい者を受け入れる部署においては、障がいについての基礎知識や、必要な配慮などを事前に共有し、働きやすい環境調整を行った。 就労定着支援事業所等と連携し、就労後の適性を確認したり、課題克服に向けての個人の目標設定などを行った。	A	今後も継続して新規雇用を行い、法定雇用率の達成を目標とする。 また、退職者も少なからずいるため、一人ひとりの特性に配慮して働きやすい環境を整備するため相談体制の強化を目指す。	有	—	教職員課	
		R7年度	教員採用試験実施要項にある「障がいのある者を対象とした特別選考」の案内を見直し、市ホームページ及び大学説明会等にて更なるPRを行う。また、新規雇用を促進し法定雇用率の達成を目標にかけ、一人ひとりの特性に配慮して働きやすい環境を整備するため相談体制の強化を目指す。							
		R6年度	採用に関しては、法定雇用率の達成継続のため、他局と連携して採用募集を随時行っていく。また、長く働き続けることのできる職場環境の整備等に取り組む。	雇用については、ハローワークでの公募を始め、募集期間を長く設定し、より多くの採用を目指した結果、法定雇用率に近づくことができた。 障がい者を受け入れる部署においては、障がいについての基礎知識や、必要な配慮などを事前に共有し、働きやすい環境調整を行った。 就労定着支援事業所等と連携し、就労後の適性を確認したり、課題克服に向けての個人の目標設定などを行った。	A	今後も継続して新規雇用を行い、法定雇用率の達成を目標とする。 また、退職者も少なからずいるため、一人ひとりの特性に配慮して働きやすい環境を整備するため相談体制の強化を目指す。	有	—	教育政策課	
		R7年度	採用に関しては、法定雇用率の達成のため、他局と連携して採用募集を随時行っていく。就労支援員を配置し、障がい特性に配慮した職務内容の設定や職務遂行に関する支援を行うことにより、長く働き続けることのできる職場環境の整備等に取り組む。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓の充実を図り、障がい者雇用の受入れに取り組む企業等を増やしていきます。 若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。	R6年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業向けセミナーの開催や企業訪問等による雇用推奨や職場開拓を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携し求人情報を共有するとともに、企業に対して雇用推奨のための活動を実施した。 (雇用勧奨件数222件)	A	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、引き続き、雇用勧奨や職場開拓等の活動による仕事の創出を図る。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業向けセミナーの開催や企業訪問等による雇用推奨や職場開拓を行う。							
		R6年度	各産業分野における深刻な人手不足解消及び高校生の県内企業への就職促進に向け、県内各高校の進路指導担当者と高校生の求人予定企業との情報交換会を実施する。	若者の就労促進のため、6月6日に高等学校50校の進路指導担当職員と65社の企業と意見交換会を実施し、うち支援学校の参加は13校となった。	A	今後も事業を継続し、高等学校進路指導担当職員と企業との意見交換会を通じて、相互理解ひいては雇用促進を図る。	有	—	雇用対策課	
		R7年度	引き続き、各産業分野における深刻な人手不足解消及び高校生の県内企業への就職促進に向け、県内各高校の進路指導担当者と高校生の求人予定企業との情報交換会を実施する。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり						
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援						
施策の方向性		(2)	一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
① 一般企業への就労の促進	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対して、ハローワークや障害者職業センター等と連携して一般企業への就労を支援します。 就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。 就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。	R6年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、情報発信や就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、関係機関と連携し、必要な指導及び助言その他の援助を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行った。（一般就労件数：126件）	A	引き続き、就労を希望する障がい者の求職活動の支援を行っていく。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、情報発信や就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、関係機関と連携し、必要な指導及び助言その他の援助を行う。						
		R6年度	制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について勧奨を行う。	実地指導や集団指導において、制度改正や報酬改定についての情報発信を行うことが出来た。また、新たな就労移行支援事業所を1カ所指定し、一般就労先の選択肢を増やす事ができた。	A	引き続き制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について総量規制の枠組みの中で勧奨を行う。	有	就労移行支援事業	障がいサービス課
		R7年度	引き続き、制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について勧奨を行う。						
		R6年度	障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金の制度の周知や奨励金の交付を行い、一般企業における障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図る。	障がい者、母子家庭の母、高齢者といった就労支援が必要な方々の雇用促進を目的として、雇用奨励金制度の周知活動を労働局と共同で行い、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んだ。 令和6年度は、雇用奨励金として合計80件、総額1,968千円の奨励金を交付した。 【内訳】 障がい者：50件（1,248千円） 母子家庭の母：11件（264千円） 高齢者：19件（456千円）	A	今後も事業を継続し、労働局と協力し、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んでいく。	有	—	雇用対策課
		R7年度	特定求職者雇用奨励金（旧名称：障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金）の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり						
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援						
施策の方向性		(2)	一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
② 職場定着の支援	障がいのある人が就労後も安心して働き続けられるよう、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場定着の支援を行い、関係機関と連携して生活面からの一体的な支援を進めます。公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。	R6年度	障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、各種制度の周知や職場開拓、職場定着の支援を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、実習時から巡回を行い、課題解決スキルの習得を目的とした支援を行うことで、採用後の職場定着を促進した。（職場定着支援件数：494件）	A	引き続き、関係機関と連携しながら求職者と企業のマッチングを図るとともに、各種制度の周知を行う。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、各種制度の周知や職場開拓、職場定着の支援を行う。						
③ 求人・求職者情報の提供	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	R6年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の各種関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の労働機関と定期的に会議を実施し、求人・求職者情報の共有及び情報提供を行った。	A	引き続き、関係機関と連携しながら就労支援および職場定着支援を実施する。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の各種関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。						
④ 関係機関との連携による相談支援	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	R6年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労関係機関や教育機関との切れ目のない連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、移行支援等の就労関係機関及び特別支援学校と連携し、相談支援を実施した。（障がい者からの相談件数：6,728件）また、障がい者雇用の促進を図るため、12月18日、ハローワーク熊本と障がい者雇用の推進に関する連携協定を締結した。	A	引き続き、関係機関と連携しながら相談支援を実施する。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労関係機関や教育機関との切れ目のない連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(3)	福祉的就労の促進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 福祉的就労の場の充実	一般就労が困難な障がいのある人に福祉的な就労機会を提供する就労継続支援事業所等の充実を図るため、研修会の開催等、事業所の適正な運営の支援に取り組みます。また、販路の拡大や工賃水準向上、福祉的就労への理解促進を目的として、販売会の開催等の支援に取り組みます。	R6年度	「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。また、支援者向け研修会の開催により、職員のスキルアップを目指す。	障がい者就労施設への理解促進及び工賃向上を目的とした「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を関係団体と協力して11回開催するとともに、職員ネットワークの構築及びスキルアップを目的とした障がい者就労支援施設従事者研修会を開催した。	A	引き続き販売会を開催していくとともに、広報活動にも力を入れることで、売り上げの向上につなげていく。また、支援者向け研修会等を開催し、職員のスキルアップを図っていく。	有	就労継続支援A型事業サポート事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。また、支援者向け研修会の開催により、職員のスキルアップを目指す。							
② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。また、企業等に対して、施設が提供できる物品等の情報を提供し、障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。	R6年度	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課に対し優先調達を促す。また、登録名簿や事業運営の見直しを行い、より効果的な調達の推進を図る。	調達方針の策定により庁内各課における積極的な調達を推進した結果、調達実績が前年を上回ることができた。	A	更なる調達の推進を図るため、障がい者優先調達登録名簿の活用方法について見直すとともに、庁内及び企業等への効果的な周知に努める。	有	障がい者優先調達推進法関係	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課に対し優先調達を促す。また、登録名簿や事業運営の見直しを行い、より効果的な調達の推進を図る。							
③ 共同受注窓口の活用促進	複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の活用を進めます。	R6年度	関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。また、共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課へ周知を行う。	共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知を行い、庁内における共同受注窓口を活用した障がい者就労施設等からの調達実績を作ることができた。	A	引き続き、共同受注窓口の周知を行い、庁内や企業等への活用も促進していく。	有	就労継続支援A型事業サポート事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。また、共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課へ周知を行う。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(4)	働く機会の創出							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 多様な働く機会の確保	障がいのある人が、短時間労働や在宅就労など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した時間や場所にとられない「テレワーク」は、障がいのある人の雇用機会を広げる大きな可能性があるため、企業や事業所等へ導入の働きかけを行います。	R6年度	短時間労働や在宅就労など多様な働き方に関するセミナーを個人向け・企業向けに開催する。個人のセミナー受講者においては、併せて就労相談を行うことで、個人の働き方に応じた就労促進を図る。	・個人向けテレワークセミナー、スキルアップ講座を、令和6年9月から令和7年1月の間で4回実施した。参加者 のべ100名であり、うち障がい者は22人が参加した。セミナー参加者のうち、20名が在宅ワーカーとして登録しており（実労働3名）、障がい者の内訳は7名となっている。	A	今後も事業を継続する中で、障がい者への支援を行う各種団体と積極的に連携し、セミナー参加の機会を広げ、就労の選択肢や機会を拡大することに取り組む。	有	—	雇用対策課	
		R7年度	テレワークによる働き方の周知を行い、テレワーク人材育成のためのスキルアップ講座を実施することで就労支援を実施する。							
		R6年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、関係機関と連携を図り、ICT導入に関する成功事例など情報発信を行う。	熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）にて、福祉事業所のDX化について実態調査を実施。調査データをもとに、「事業所DX化のすすめ」を作成し、ICTの利活用方法について発信した。	A	次年度も熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）による活動を通し、継続的に情報発信を行う。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、関係機関と連携を図り、ICT導入に関する成功事例など情報発信を行う。							
② 福祉と農業の連携の検討	農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業者等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築していきます。 農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。	R6年度	就労継続支援事業所（A型・B型）を中心として、農福連携に関する周知を広げるとともに、働き手が必要とする農業者の情報を収集し、マッチング件数の増加につながるよう関係機関と連携した取り組みを行う。	関係課とも連携し、農福連携に関する周知活動を実施し、農業分野における障がいのある人の就労推進を行った。	A	農福連携に関するマルシェ、セミナー、体験イベントを支援することで、農福連携に関する理解啓発を行い、農業側と福祉側のマッチング増加を図る。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	農福連携に関するマルシェや体験会を支援することで、農福連携の認知度拡大を図り、農業者と就労継続支援事業所（A型・B型）とのマッチング件数の増加につなげる。							
		R6年度	農福連携の講演会や取組事例の紹介等を実施し、農業者の農福連携への理解醸成と障がい者の受入れに必要な環境整備支援に取り組む。	農業者が集まる総会等の機会を捉えてチラシを配布するなどの周知活動を実施し、農業者の農福連携への理解醸成に取り組んだ。	A	農福連携に関する講演会等を実施することで、農業者の農福連携への更なる理解醸成を図る。	有	—	農業支援課	
		R7年度	農福連携に関する講演会等を実施することで、農業者の農福連携への更なる理解醸成を図る。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進							
施策の方向性		(1)	文化芸術を通じた社会参加の促進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 文化芸術活動団体の支援	障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、補助などの支援を行います。	R6年度	アール・ブリュット（生の芸術）パートナーズ熊本から、展覧会等の案内があった際に周知を行う。	アール・ブリュット（生の芸術）パートナーズ熊本が企画する、展覧会の周知を行い、障がいのある人の文化芸術活動を支援した。	A	障がいのある人の文化芸術団体に対し、活動に関する支援を継続して実施する。	有	障がい者の芸術活動支援事業	障がい福祉課	
		R7年度	障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供等の支援を実施する。							
② 文化芸術活動への支援	障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催や情報発信を行います。関係団体と連携・協力し、アールブリュットの普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定を検討します。	R6年度	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催する。優秀作品については市庁舎1階ロビーでも展示を行う。また、希望荘ふれあいギャラリーを開催し、創作意欲向上と社会参加を目的として、日頃の創作活動の成果を発表する展示場を常設する。	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催し、多くの募集があった。優秀作品は市庁舎1階ロビーでの展示も行った。また、創作意欲向上と社会参加を目的とした希望荘ふれあいギャラリーを通年にわたり開催した。	A	引き続き、希望荘作品展を開催し、優秀作品の展示、表彰等を行うとともに、ふれあいギャラリーを開催する。	有	希望荘運営経費	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催する。優秀作品については市庁舎1階ロビーでも展示を行う。また、希望荘ふれあいギャラリーを開催し、創作意欲向上と社会参加を目的として、日頃の創作活動の成果を発表する展示場を常設する。							
		R6年度	文化芸術活動関係団体と連携・協力し、アール・ブリュットの普及に取り組む。展覧会等の案内があった際に広報等を行う。	文化芸術活動関係団体と連携し、アール・ブリュット展覧会開催について広報活動を支援した。	A	文化芸術活動関係団体と連携し、展覧会等の広報活動を通じて障がいのある人による文化芸術活動の推進に貢献する。	有	障がい者の芸術活動支援事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、文化芸術活動関係団体と連携・協力し、アール・ブリュットの普及に取り組む。展覧会等の案内があった際に広報等を行う。							
		R6年度	令和7年3月に熊本市文化芸術推進基本計画（仮）を策定することで、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画に位置付ける予定。	令和7年3月に熊本市文化芸術推進基本計画を策定し、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画に位置付けた。	A	熊本市文化芸術推進基本計画の進捗管理の中で、各課の取組の照会や推進のための検討を行っていく。	有	文化芸術基本計画策定経費	文化政策課	
		R7年度	熊本市文化芸術推進基本計画の進捗管理の中で、各課の取組の照会や推進のための検討を行っていく。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進							
施策の方向性		(1)	文化芸術を通じた社会参加の促進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ 文化施設等の利用支援	熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度を設け、文化施設等の利用を促します。 熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある人とその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザズー」を実施します。 ※利用料の減免制度は、障害者手帳の提示等によるものです。	R6年度	展覧会の点字チラシを作成する。 在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こしを依頼する。 現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき減免にて対応する。	・展覧会の点字チラシ作成（4件） ・在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こし（1件） ・現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき免除対応 ・展覧会ツアー時に手話通訳士を派遣（4件）	A	今年度も点字チラシ作成や展覧会の減免対応など継続していく。	有	—	文化政策課	
		R7年度	展覧会の点字チラシを作成する。 在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こしを依頼する。 現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき減免にて対応する。							
		R6年度	熊本城特別公開において、各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行う。	熊本城入園料免除基準に基づき、免除対象者に対して入園料免除の対応を行った。	A	今後も今年度同様継続していく。	有	—	熊本城総合事務所総務管理課	
		R7年度	引き続き、熊本城特別公開において、各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行う。							
		R6年度	入園料の減免制度を実施予定。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーを2回（春、秋）開催予定。	入園料の減免を実施。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーを2回（6/8、10/5）開催。	A	入園料の減免は継続する。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーについては、世界的な取り組みであり、他園同様、年1回の実施も検討する。	有	—	動植物園	
		R7年度	入園料の減免制度を実施予定。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーを開催予定。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり						
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進						
施策の方向性		(2)	スポーツを通じた社会参加の促進						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
① スポーツ活動団体の支援	障がいのある人のスポーツ活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、補助などの支援を行います。	R6年度	障がいのある人たちのスポーツ活動を支援する各種団体の一つとして、総合型地域スポーツクラブへの運営支援を行い、誰もが楽しくスポーツに親しむ環境を提供する。また、ニュースポーツの普及・啓発を促進し、スポーツ用具の無料貸し出しについてさらなる充実を図る。	ニュースポーツによる全体交流会を開催した。また、ペットワークの研修会を開催した。	A	年齢など関係なく幅広く誰でも楽しめるスポーツの普及を行う。	有	総合型地域スポーツクラブ推進経費等	スポーツ振興課
		R7年度	引き続き、障がいのある人たちのスポーツ活動を支援する各種団体の一つとして、総合型地域スポーツクラブへの運営支援を行い、誰もが楽しくスポーツに親しむ環境を提供する。また、ニュースポーツの普及・啓発を促進し、スポーツ用具の無料貸し出しについてさらなる充実を図る。						
② スポーツ活動への支援	障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。市の公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、個人使用料の減免制度等を通じて、体育施設の利用促進を図ります。障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、用具の貸し出しやスポーツリーダーバンクによる指導者の派遣を行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。	R6年度	障がい者等が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として、熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を実施する。	熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を実施した。	A	コロナ禍で減少した参加者が元に戻らない状況が続いていることから、障がい福祉団体やパラスポーツ団体等とも連携し、参加しやすい環境となるよう取組を進める。	有	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、障がい者等が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として、熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を実施する。						
		R6年度	知的障がいのある人たちに日常的なスポーツトレーニングとその成果である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援している国際的組織であるスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行う。	スペシャルオリンピックスの熊本大会プログラムへの市長寄稿や閉会式への副市長及び局長出席、冬季世界大会への出場報告市長表敬訪問等、様々なイベントに関する対応・調整を通じ、支援を行った。	A	今後も団体等のニーズに寄り添い、必要な支援を行う。	有	—	障がい福祉課
		R7年度	引き続き、知的障がいのある人たちに日常的なスポーツトレーニングとその成果である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援している国際的組織であるスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行う。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進							
施策の方向性		(2)	スポーツを通じた社会参加の促進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
		R6年度	既存施設の手すり等、経年劣化したものは随時修繕を行い利用者の安全を確保するとともに、トイレ洋式化については計画的に行い利用者の利便性の向上に努め、障がいがある方や介助者、満70歳以上の熊本市民については個人使用料を減免することで利用しやすいスポーツ環境を提供し、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。	施設整備については、9箇所のトイレ様式化を行い、その他修繕等を行い、障がいのある方が利用しやすい環境を整えた。	A	障がいのある方に配慮した施設整備に努め、使用料免除などスポーツ環境を整え、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。	有	—	スポーツ振興課	
		R7年度	引き続き、既存施設の手すり等、経年劣化したものは随時修繕を行い利用者の安全を確保するとともに、トイレ洋式化については計画的に行い利用者の利便性の向上に努め、障がいがある方や介助者、満70歳以上の熊本市民については個人使用料を減免することで利用しやすいスポーツ環境を提供し、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。							
		R6年度	スポーツリーダーの指導者派遣や、スポーツ指導者研修会等を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組める支援や環境づくりに努める。	環境づくりの一つとして、ベップトークの研修を開催した。	A	誰もがスポーツを楽しめる環境づくりのため、研修会等を通して取り組む。	有	—	スポーツ振興課	
		R7年度	引き続き、スポーツリーダーの指導者派遣や、スポーツ指導者研修会等を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組める支援や環境づくりに努める。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		3	外出や移動の支援							
施策の方向性		(1)	学習の機会や余暇活動の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 学習機会の提供と講座等の実施	熊本市生涯学習情報システムを活用し、障がいの有無に関係なく参加できる講座情報の発信に努めます。公民館講座を活用し、障がい者への理解増進に努めます。	R6年度	市役所内外から講座情報を収集し、熊本市生涯学習情報システムに掲載する。公民館講座で講演会を実施し、学習の機会を提供する。	市役所内外から講座情報を収集し、熊本市生涯学習情報システムに掲載した。公民館講座で講演会等を実施し、学習の機会を提供した。	A	引き続き、最新情報の掲載と学習機会の提供のため講演会を実施していく。	有	—	生涯学習課	
		R7年度	市役所内外から講座情報を収集し、熊本市生涯学習情報システムに掲載する。また出前講座のメニューの充実を目指す。公民館講座で手話講座を実施し、障がい者への理解促進のための学習の機会を提供する。							
② 社会教育施設等の利用支援	熊本市立図書館では、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、下記のとおり視覚障がいのある人などの読書環境の整備を推進します。図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行います。視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。館内に拡大読書器を設置するとともに、障がいのある人などが利用しやすい書籍（大活字本など）や文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍の充実を図ります。熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。	R6年度	障がい者の読書活動推進のため、引き続き、郵送貸出及び対面朗読室の提供を実施する。また、障がい者等が利用しやすい電子書籍等の更なる充実を図る。	郵送貸出については、現在20名の登録があり、年間62回提供した。電子図書館については、常時2万タイトル以上の蔵書を維持した。	A	郵送貸出及び対面朗読室の提供を継続するとともに、電子書籍の充実を図る。	有	—	熊本市立図書館	
		R7年度	障がい者の読書活動推進のため、引き続き郵送貸出及び対面朗読室の提供を実施する。また、障がい者等が利用しやすい電子書籍等の更なる充実を図る。							
		R6年度	季節毎に替わるプラネタリウム一般番組に、通常の音声（解説）だけでなく字幕を付けて投映する（年間4日：全8投映を予定）。字幕の作成（打込み）とドーム面への投映は「熊本パソコン文字通訳グループらん」のスタッフに依頼。観覧者の利便性向上のため、プラネタリウムドーム内外に手話ボランティアの方を配置し、チケット購入や入退場時の支援を行う。チラシやSNS等を活用した情報発信によるイベント情報の周知。	字幕の作成（打込み）とドーム面への投映は「熊本パソコン文字通訳グループらん」のスタッフに依頼するなど準備やリハーサルに時間が必要であったため、字幕投映は年間3日：全6投映となった。5月実施分では観覧者39人中聴覚に障害のある方が1人、10月実施分では観覧者27人中聴覚に障害のある方が1人、3月実施分では観覧者170人中聴覚に障害のある方が3人であった。3日のうち2日は手話ボランティアに支援していただいた。チラシやSNS等を使って情報発信を行ったが、聴覚に障害のある方の観覧者数が少なかった。	B	土日のオープンイベントとして実施しているが、観覧実績を見ると聴覚に障害のある方のニーズに応えられていない。ただ、数字には表れていないが、視覚情報の方が入りやすい方にとっても必要な取り組みと考える。今後、関係機関と連携を取りながら内容等検討する。	有	—	熊本博物館	
		R7年度	観覧者の利便性向上のため、プラネタリウムドーム内外に手話ボランティアの方を配置し、チケット購入や入退場時の支援を行う。チラシやSNS等を活用した情報発信によるイベント情報の周知を行う予定。今後、関係機関と連携を図りながら内容等検討する。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		3	外出や移動の支援							
施策の方向性		(1)	学習の機会や余暇活動の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ 余暇活動の場・情報の提供	障がいのある人が気軽に余暇活動を行う場として、地域活動支援センターの機能の充実を図ります。 障がいのある人が余暇を楽しむ機会や情報交換する機会を充実させ、活動に関する多様な情報を集約し提供します。	R6年度	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。	安定的な運営を図るため、地域活動支援センターへ運営費の補助を行った。また、市ホームページを活用し、地域活動支援センターの認知拡大のため、周知を行った。	A	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。		①地域活動支援センター（Ⅰ型）運営費助成 ②地域活動支援センター（Ⅲ型）運営費助成	障がい福祉課	
		R7年度	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		3	外出や移動の支援							
施策の方向性		(2)	移動しやすい環境の整備							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 公共交通機関等による外出の支援	障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付します。 また、移動が極めて困難な重度の障がいのある人には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。 単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、NP0等が行う福祉有償運送（有料）の安全かつ適切な運営を図ります。	R6年度	障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付する。	市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割負担で利用できるおでかけICカードを交付した。	A	引き続き助成を実施する。	有	熊本市おでかけICカード関係経費（障がい）	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付する。							
		R6年度	障がい者の社会参加促進のため、移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成するタクシー券を交付する。	移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付した。	A	令和7年度から、交付要件の所得要件について、これまでの所得税非課税から、より多くの人が対象となる市民税非課税へ変更する。また、併せて券面額の増額を行い、引き続き助成を実施する。	有	心身障がい者福祉タクシー経費	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、障がい者の社会参加促進のため、移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成するタクシー券を交付する。							
		R6年度	NP0等が行う福祉有償運送の必要性について協議・承認を得る場である、福祉有償運送運営協議会をR6年度中に2回開催する。	令和6年度中に福祉有償運送運営協議会を2回開催した。 NP0等による福祉有償運送の実績について、令和6年度の延べ輸送人員は6,169人、延べ輸送距離は40,763km。	A	引き続き、福祉有償運送運営協議会を年に2回開催していく。	有	—	健康福祉政策課	
		R7年度	引き続き、福祉有償運送運営協議会を年に2回開催していく。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		3	外出や移動の支援							
施策の方向性		(2)	移動しやすい環境の整備							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
② 自家用車による外出の支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の助成を行います。身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成を行います。重度の知的障がいのある人に対する燃料費助成券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。	R6年度	自動車運転免許取得費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。	普通免許の取得により就労等社会参加が見込まれる障がい者を対象に、10万円を上限に助成を行った。（助成実績件数：44件）	A	引き続き助成を実施する。	有	障害者自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、自動車運転免許取得費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。							
		R6年度	自動車改造費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。	運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造することで社会参加が見込まれる身体障がい者を対象に、10万円を上限に助成を行った。（助成実績件数：27件）	A	引き続き助成を実施する。	有	重度身体障害者用自動車改造費助成事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、自動車改造費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。							
		R6年度	障がい者の社会参加促進のため、1人で外出できない重度の知的障がいのある人に対して、家族が運転する自家用車の燃料費の一部を助成する燃料費助成券を交付する。	1人で外出できない重度障がい者で、おでかけICカード及び障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料券を交付した。	A	引き続き助成を実施する。	有	燃料費助成事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、障がい者の社会参加促進のため、1人で外出できない重度の知的障がいのある人に対して、家族が運転する自家用車の燃料費の一部を助成する燃料費助成券を交付する。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実							
施策の方向性		(1)	障がいに関心した市政情報の提供							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① ふくしのしおりによる情報の提供	障がい福祉の制度内容を集約し、わかりやすく説明したふくしのしおりを配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。	R6年度	新年度の情報を更新し、わかりやすい説明を心掛けた「ふくしのしおり」の作成に取り組む。関係機関への配布や案内チラシの作成を行う。	新年度の情報を反映した「ふくしのしおり」を作成し、関係機関への配布を行った。また、市のホームページにもデータを掲載し、広く周知を行った。	A	引き続き、新年度の情報を更新し、わかりやすい説明を心掛けた「ふくしのしおり」の作成に取り組む。また、関係機関への配布や案内チラシの作成を行う。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、新年度の情報を更新し、わかりやすい説明を心掛けた「ふくしのしおり」の作成に取り組む。また、関係機関への配布や案内チラシの作成を行う。							
② わかりやすい広報の推進	障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページやSNS等を活用して障がいのある人にわかりやすく提供します。	R6年度	わかりやすい広報を心掛け、熊本市公式HP上の情報を更新し、各制度の情報提供を実施する。市の紙媒体での広報については、点字媒体やUni-Voice等の活用により、様々な障がいのある方に対してわかりやすい広報を実施する。	障がい者生活プラン及び第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画にはUni-Voiceを施し、作成・配布を行った。また、ふくしのしおりについては、フォントを統一し、見やすく改善を行った。	A	市ホームページやSNS等を通じて、最新の情報及びわかりやすい情報の発信を行っている。	有	—	障がいサービス課 障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、分かりやすい広報を行うことに加え、Uni-Voiceの活用をさらに広めるべく、全庁に向けて周知を行う。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実							
施策の方向性		(1)	障がい者に配慮した市政情報の提供							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ 障がいの特性に応じた情報の提供	市政だよりや議会だよりの点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。 また、市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能を設け、サービスの充実を図ります。	R6年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送。	①R6年度5月号～R7年度4月号の点字・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布を行った。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）を継続するとともに、ホームページリニューアルにおいて、新たにアクセシビリティチェック機能を追加することで、さらなる対応の強化を図った。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送を行った。	A	引き続き、点字版・音声版市政だよりの作成、アクセシビリティに配慮したホームページの運用、市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送を行い幅広く市の情報を発信していく。	有	—	広報課	
		R7年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送。							
		R6年度	視覚障がいのある方への情報提供を行う。 ①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布。 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大。	議会広報紙の点字版・音声版の作成、市議会ホームページの音声読み上げ、文字拡大機能の整備など、障がいがある方に配慮した情報提供を実施した。	A	引き続き障がいがある方に配慮した情報提供を実施していく。	有	—	政策調査課	
		R7年度	視覚障がいのある方への情報提供を継続する。 ①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布。 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大機能の運用							
④ 市長記者会見における手話通訳者の活用	市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、市長及び記者の発言を手話により同時通訳を行い、内容を的確に伝えます。	R6年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行う。 ②①の映像をホームページに掲載する。	①臨時開催分2回を含め、21回実施した市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行った。 ②①の映像をホームページに掲載した。	A	引き続き、市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、市長及び記者の発言を手話により同時通訳を行い、内容を的確に伝えるとともに、その映像をホームページに掲載していく。	有	—	広報課	
		R7年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行う。 ②①の映像をホームページに掲載する。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり									
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実									
施策の方向性		(2)	意思疎通支援の充実									
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定		取組実績		評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成や派遣を行います。また、区役所総合案内に手話通訳者等を配置するなど、公共機関での意思疎通を支援します。		R6年度	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。また、各区役所の総合案内に手話通訳者の設置を継続し、行政手続きの際の意思疎通支援を行う。	手話奉仕員（修了者44人）、手話通訳者（修了者20人）、要約筆記者（修了者10人）、盲ろう者通訳・介助員（修了者7人）、点訳・朗読（音訳）奉仕員（修了者：点訳5人、朗読（音訳）4人）の養成研修を実施することができた。また、区役所への手話通訳会計年度任用職員の配置、手話通訳者等、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員派遣事業も継続し、手話通訳者等派遣事業では遠隔手話対応も引き続き実施した。	A	引き続き手話通訳者等の派遣及び養成事業、各区役所への手話通訳会計年度任用職員の設置を実施し、行政手続や法的手続等における意思疎通支援を継続する。	有	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・要約筆記者養成事業・盲ろう者通訳介助員養成事業・点訳朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課	
		R7年度	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。また、各区役所の総合案内に手話通訳者の設置を継続し、行政手続きの際の意思疎通支援を行う。									
②	熊本市手話に関する施策の推進方針の推進	市の広報媒体を活用した啓発や学校教育における理解・普及の促進を図ります。市民や事業者等への理解促進や普及に取り組みます。手話通訳士等の更なる確保と技術の向上を図ります。手話通訳士等の派遣を行うとともに、手話通訳士等派遣制度の広報・周知に努めます。		R6年度	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取組み、また、施策の実施状況について検証を行う。	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に基づき、熊本市手話言語施策推進委員会を開催し、取組状況の報告と検証を行った。また同推進方針の条文に従い、方針内容の見直しを実施し、先述した推進委員会に図り、市民意見を反映した見直し内容となるように努めた。	A	引き続き「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取組み、また、施策の実施状況について検証を行う。	有	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・要約筆記者養成事業・盲ろう者通訳介助員養成事業・点訳朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取組み、また、施策の実施状況について検証を行う。									

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実							
施策の方向性		(2)	意思疎通支援の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ ヘルプマークの利用促進	内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプマークを使ったストラップやカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進します。	R6年度	公共交通機関での周知やその他の周知方法についてを県と連携しながら検討を進めていくとともに、ヘルプマークストラップの配布についても検討を進めていく。	県と連携して、市内の公共交通機関や市の広報媒体を活用し、ヘルプマークの周知を図るとともに、ヘルプマークの配布を実施した。また、熊本駅のデジタルサイネージでの広告を活用し、幅広い世代への周知を図った。さらに、3月アミュ広場にてヘルプマークのPRイベントを開催した。	A	今後も、公共交通機関での周知やその他の周知方法についても県と連携しながら検討を進めていくとともに、ヘルプマークストラップの配布についても検討を進めていく。また、幅広い世代への周知方法を検討する。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、公共交通機関での周知やその他の周知方法についてを県と連携しながら検討を進めるとともに、ヘルプマークストラップの配布についても検討を進める。また、幅広い世代へ認知が拡大するよう取組を進める。							
④ 意思疎通支援の充実に向けた検討	スマートフォンやタブレット端末の活用等、情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。	R6年度	手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図る。	手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、ふくしのしおりなど刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図った。	A	引き続き、障がいの有無に関わらず誰もが使いやすい意思疎通支援の充実を図っていく。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図る。また、市職員向けの手話研修動画の作成及び公開を行い、職員が手話での挨拶や簡単なコミュニケーションができるよう取組を進める。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 地域における避難支援体制づくり	地域住民・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の活動を支援し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。	R6年度	校区防災連絡会の設立は、昨年度で100%になったところ。避難所運営委員会は未設立の避難所があるため、設立支援を行っていく。避難所ごとの開設・運営マニュアルについて、全体の半数程度が未作成であるため、マニュアル作成支援を行っていく。	避難所運営委員会の未設立の避難所について、区役所と連携し設立を促した結果、94.0%の避難所で設立された。また、避難所ごとの開設・運営マニュアルについて、マニュアル作成等に対する助成を行った。	B	未設立の避難所に引き続き設立を促していくとともに、設立済の避難所については、避難所ごとの開設・運営マニュアルの作成支援を行っていく。	有	避難所運営委員会活動支援事業	防災対策課	
		R7年度	区役所と連携し、未設立の避難所運営委員会の設立を促していくとともに、避難所ごとの開設・運営マニュアルの作成支援を行っていく。							
		R6年度	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図る。	校区防災連絡会について、震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図った。	A	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図る。	有	—	防災対策課	
		R7年度	引き続き、震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図る。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿等の活用及び個別避難計画の作成を推進することにより、避難支援等を行うために必要な情報について避難支援等に関わる地域団体その他関係機関との共有に努めるなど、障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるための仕組みを構築します。障害福祉サービス事業所等の要配慮者利用施設に対して、水害や土砂災害に対する避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促すことで、障がいのある人等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行います。	R6年度	個別避難計画作成の優先度の設定や福祉専門職の参画により、計画作成を推進する体制づくりを進めるとともに、制度の対象となる方はもとより、地域の支援者や福祉専門職等に対しても新たな制度に関する十分な説明等を行う。 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について引き続き勧奨を行う（出水期前）。また、未作成の施設に対しては随時提出の依頼を行い、水害時や土砂災害発生時に障がい者等の施設利用者が円滑に避難を行うことができるような体制を確保していく。	・避難行動要支援者制度の普及や理解促進のため、制度の対象となる方に対し十分な説明を行うとともに、地域の支援者や福祉専門職等を対象とした説明会を開催した。また、令和7年度における個別避難計画作成の優先度を設定し、福祉専門職の参画を得ながら計画作成を推進する体制を構築した。 ・出水期前に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について対象施設へ依頼を行った。また、計画未作成の施設に対しては随時勧奨を行うことで、障がい者等の施設利用者が円滑に避難できる体制の確保に努めた。	A	避難行動要支援者制度について、引き続き地域や市民、福祉専門職等への丁寧な説明を実施し、関係者の理解を得ながら実効性のある制度運用に努めていく。 また、避難確保計画の内容について実効性のあるものとするため、提出のあった計画について、適宜助言等を実施する。	有	—	防災計画課	
		R7年度	平常時からの外部提供に同意を得た避難行動要支援者の名簿情報について避難支援等関係者に提供し、地域の防災力向上につなげていく。 障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるよう、個別避難計画作成の優先度に応じ、福祉専門職や市社協等と連携しながら計画作成を推進していく。 令和7年度においても避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について対象施設へ依頼を行う。また、計画未作成の施設に対しては計画作成に向けて効果的な勧奨方法を検討し、障がい者等の施設利用者が円滑に避難できる体制を確保していく。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
			R6年度 個別避難計画作成の優先度の設定や福祉専門職の参画により、計画作成を推進する体制づくりを進めるとともに、制度の対象となる方はもとより、地域の支援者や福祉専門職等に対しても新たな制度に関する十分な説明等を行う。	制度の対象となり得る方へ同意確認書の発送の際に制度概要チラシを合わせて送付するとともに、福祉専門職や地域関係者を対象に説明会を開催するなど、新たな制度に関する説明を実施した。 また、制度対象者に係る心身の状況や居住地のハザード状況を踏まえ、個別避難計画作成の優先度に関する基準を設定した。	A	制度の円滑な運用のため、制度対象者はもとより、地域関係者や福祉専門職に対し、引き続き丁寧な説明を行い理解・協力を求めていく。 また、個別避難計画作成の優先度が高い方に関し、福祉専門職の参画による計画作成を推進するとともに、作成優先度が相対的に高くない方に関し、必要に応じて計画作成支援を行う。	有	避難行動要支援者支援経費	健康福祉政策課	
			R7年度 制度の円滑な運用のため、制度対象者はもとより、地域関係者や福祉専門職に対し、引き続き丁寧な説明を行い理解・協力を求めていく。 また、個別避難計画作成の優先度が高い方に関し、福祉専門職の参画による計画作成を推進するとともに、作成優先度が相対的に高くない方に関し、必要に応じて計画作成支援を行う。							
③	施設・事業所における防災体制の整備	災害発生時に、入所者や利用者に対して障害福祉サービス等を継続して提供するために施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）の策定を徹底させます。	R6年度 障害者支援施設等に対し、関係機関と連携しながら、実地指導や集団指導を通じて防災体制の整備について情報提供を行う。	障がい者支援施設等への実地指導において、業務継続計画の策定状況を確認し、適宜策定についての助言等を実施した。	A	引き続き、実地指導等の機会を捉え、業務継続計画の策定・支援を継続していく。	有	—	障がいサービス課	
			R7年度 引き続き、障害者支援施設等に対し、関係機関と連携しながら、実地指導や集団指導を通じて防災体制の整備について情報提供を行う。							
④	NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進	音声（言葉）での通報が困難な人が119番通報するためのNET119やFAXによる119番通報について、様々な媒体を用いた周知を図り、利用を促進します。	R6年度 SNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した登録者及び利用促進活動を行う。	チラシの配布やおはよう熊本市でのラジオ放送による登録及び利用促進活動を行った。	A	今後もSNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した利用促進活動を行う。	有	—	情報司令課	
			R7年度 SNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した登録者及び利用促進活動を行う。							
⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。	R6年度 避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。	避難所ごとに福祉避難室の場所の検討、マニュアルの更新に向け協議するよう各区へ周知した。	B	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。	有	—	防災対策課	
			R7年度 避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
⑥ 福祉避難所及び福祉子ども避難所の整備	災害救助法が適用される災害が発生した場合、必要に応じて、障がい等の理由により一般の指定避難所等での避難が困難な方を対象とする福祉避難所を社会福祉施設等との協定に基づき開設することで、災害時における避難支援体制を整備します。 障がい児等とその家族が避難する福祉子ども避難所を市内の特別支援学校内に設けて安心して避難できる場所を確保します。 必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。	R6年度	コロナ禍の数年間で寸断されてしまった協定締結施設との会議等の再開、協定締結施設の現況確認、福祉避難所開設等の各種訓練の実施など、有事に備えた協定締結施設との連携を再構築する。	熊本市震災対処訓練に合わせ、福祉避難所開設にあたっての手順確認を通じ、局対策部、区対策部、福祉子ども避難所間の連絡調整に関する訓練を実施した。	B	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。	有	—	健康福祉政策課	
		R7年度	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。							
		R6年度	訓練後の反省点や改善点をもとに訓練内容や実施時期、またマニュアルや様式の変更等を行う。 今後も学校運営協議会や校区防災連絡会等に参加し福祉子ども避難所の周知に努める。	福祉子ども避難所開設にあたり、協定を結んでいる学校にて、生徒や保護者も参加した避難所開設訓練、学校運営協議会、研修会等に参加し福祉子ども避難所の周知に努めた。 また、新たに熊本市立あおば支援学校を福祉子ども避難所として指定した。	A	避難訓練の実施及びその反省点を踏まえ、各避難所の設備やマニュアルの見直し等を行う。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	訓練後の反省点や改善点をもとに訓練内容や実施時期、またマニュアルや様式の変更等を行う。 今後も学校運営協議会や校区防災連絡会等に参加し福祉子ども避難所の周知に努める。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
⑦ 災害時の生活再建に向けた支援	災害時においては、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら障がいのある被災者の見守りを行うとともに、相談体制を充実させ、住宅確保等の生活再建に向けた支援を実施します。	R6年度	災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等による連携を行い、支援体制構築に向けた取組を行う。	障がい者相談支援センターの地域支援員が校区防災連絡会議や避難訓練等へ参加し、発災した際の支援体制の構築に努めた。また、機能強化員会議では、個別避難計画策定の後方支援について、担当課を招き意見交換を行った。	A	引き続き、障がい者相談支援センターや関係機関等と連携し、災害に対する支援体制の構築を図る。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等による連携を行い、支援体制構築に向けた取組を行う。							
		R6年度	障がい者相談支援センターや関係機関等との連携を取り、情報の共有を図る。	災害時に備えて、障がい者相談支援センターと常時連携が取れる体制が構築できている。	A	引き続き、障がい者相談支援センターや関係機関等と連携を取り、情報の共有を図る。	有	相談支援事業経費		
		R7年度	引き続き、障がい者相談支援センターや関係機関等との連携を取り、情報の共有を図る。							
⑧ 災害時におけるサービス等の支援	被災後の被災者の生活状況を把握し、実情に即したサービスの利用が再開できるよう、障がい者相談支援センター等と連携した迅速な支援を行います。災害等により被害を受けた障がい者福祉施設等について、復旧のための取組を支援します。	R6年度	暴風、、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図る。	異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助するが、本年度は事業対象の施設なしのため、実施せず。	—	該当施設等がある際には本事業にて補助をおこなう。	有	社会福祉施設等災害復旧事業	障がい福祉課	
		R7年度	暴風、、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図る。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(2)	防犯等の対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 緊急通報システム貸与事業	単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制で対応します。	R6年度	障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。	令和6年度設置台数：5台（新規0台、廃止0台）※5台はすべて継続によるもの。	A	引き続き、生活状況の把握のため、毎月の報告書の確認だけでなく、委託先と連携して安全な生活の提供を図る。	有	熊本市在宅障害者緊急通報システム事業	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。							
② 障がい者支援施設等における防犯対策	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。	R6年度	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取組の支援を行う。	令和6年度整備分について、国から内示のあった2件について、防犯カメラ等の整備費助成を行った。	A	引き続き、障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取組の支援を行う。	有	社会福祉施設等防犯対策強化	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取組の支援を行う。							
③ 消費者トラブルの未然防止	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。	R6年度	関係機関が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保協議会」において情報提供を行う。また消費者関連の法律に基づき、解決に向けた助言やあっせんを行う。	「消費者安全確保協議会」において高齢者や障がい者等、判断力が不十分な消費者の被害防止のため、よくある相談内容などの情報を共有した。	A	引き続き、関係機関と連携し、丁寧な対応に努める。	有	—	生活安全課	
		R7年度	消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、「消費者安全確保協議会」において情報提供を行う。また消費者関連の法律に基づき、解決に向けた助言やあっせんを行う。							
		R6年度	消費生活相談において、関係機関と連携を図り、成年後見制度が必要な場合は相談者へ適切に案内する。	成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促した。特に必要な方には市長申立による制度利用を行った。	A	引き続き、地域の権利擁護と早期の申請相談を促すとともに市長申立も行う。	有	—	障がい福祉課	
		R7年度	引き続き、成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、必要な方には市長申立による制度利用を行う。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(3)	感染症への対策							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 感染症への対応力強化	感染症対策に向けた取組について、事業者の対応状況や有効性等を把握し、感染症が発生しても必要なサービスを継続的に提供できるよう努めます。	R6年度	施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。	新規指定申請、指定更新申請の際に、BCP（業務継続計画）資料を確認することで、策定の徹底を指導した。また、実地指導に際しても、BCP（業務継続計画）資料を確認することで、策定の徹底を指導した。	A	引き続き、施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。	有	—	障がいサービス課	
		R7年度	引き続き、施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。							
② 在宅の重度障がい者等への支援	障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。介護者が感染症に感染した場合は、障害福祉サービス事業所等と連携し、障がいのある人の受入れなど支援体制を整備します。	R6年度	障害福祉サービス事業所等と連携し、緊急時の受入を速やかに行う。	機能強化員会議等を通じ、障がい福祉サービス事業所等との連携や情報共有を円滑に行った。	A	引き続き、障害福祉サービス事業所等と連携し、感染症が発生した場合の支援体制を整備する。	有	短期入所事業	障がいサービス課	
		R7年度	引き続き、障害福祉サービス事業所等と連携し、緊急時の受入を速やかに行う。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		2	生活環境の向上							
施策の方向性		(1)	住まいの環境の整備							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 住宅改造や改修に対する支援	住宅を住みやすく改造や改修する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び費用の一部助成を行います。	R6年度	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。申請書類や生命書類の見直しを行い、制度のわかりやすい説明、周知に努め、速やかな助成につなげる。	令和6年度の給付実績は計6件であった。	A	引き続き、制度のわかりやすい説明、周知に努め、スムーズな助成を行う。	有	高齢者及び障害者住宅改造費助成事業	障がい福祉課	
		R7年度	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。申請書類や生命書類の見直しを行い、制度のわかりやすい説明、周知に努め、速やかな助成につなげる。							
② 公営住宅の活用	障がいのある人等に対し、1階への優先的入居、単身者向け住宅の提供を行います。 また、公営住宅の新たな整備や建替え等にあたっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。	R6年度	障がいのある人等に対し、1階への入居及び単身者向け住宅の優先的入居について継続して行う。 現在行っている高平大窪団地集約建替事業では、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等のバリアフリー化を推進する。	障がいのある人等に対し、1階への入居及び単身者向け住宅の優先的入居について継続して行う。 高平大窪団地集約建替事業では、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等のバリアフリー化を推進する。	A	今後も障がいのある人等に対する1階への入居や優先的入居の取組を継続していく。 高平大窪団地集約建替事業におけるバリアフリー化を推進していく。	有	—	市営住宅課	
		R7年度	障がいのある人等に対し、1階への入居及び単身者向け住宅の優先的入居について継続して行う。 高平大窪団地集約建替事業では、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等のバリアフリー化を推進する。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		2	生活環境の向上							
施策の方向性		(1)	住まいの環境の整備							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
③ 障がい者の居住支援	障がいのある人等の住宅の確保に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を実現するために、熊本市居住支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人と連携して、入居にかかる支援を行います。 ごみ出しが困難な方を対象に玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。	R6年度	庁内福祉部局や熊本市居住支援協議会構成員及び関係団体との連携。 住民セーフティネット制度の周知及びセーフティ住宅の確保促進。 熊本市居住支援協議会を通した障がい者を含む住宅確保要配慮者への入居支援、相談会実施。	熊本市のセーフティネット住宅は、令和7年4月1日付で6,670戸となり、1年間で141戸増となった。 熊本市居住支援協議会の相談会は、9回実施し、障がい者に対する入居支援を行った。	B	居住支援協議会等との連携は図れているものの、庁内福祉部局との連携については充分ではなかったため、今後は改正セーフティネット法の趣旨を踏まえてより連携を図る予定。	有	—	住宅政策課	
		R7年度	引き続き、庁内福祉部局や熊本市居住支援協議会構成員及び関係団体との連携に努める。 住民セーフティネット制度の周知及びセーフティ住宅の確保促進に努める。 熊本市居住支援協議会を通した障がい者を含む住宅確保要配慮者への入居支援、相談会を実施する(今年度9回予定)。							
		R6年度	案内チラシ等を通じて、サービスが必要な方へ情報が届くよう、周知に取り組む。	収集場所までごみ出しが困難な世帯に対し、必要な支援を実施することができた。 また、案内チラシを活用し、関係部署を通じて広く周知することができた。 実施内訳（R5→R6） 身体対象者:172件→170件（2件減） 精神対象者:4件→4件（変動なし） 療育対象者:0件→0件（変動なし）	A	令和7年度も案内チラシ等を通じて、サービスが必要な方へ情報が届くよう周知に取り組む。	有	—	廃棄物計画課	
		R7年度	引き続き、家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		2	生活環境の向上							
施策の方向性		(2)	バリアフリー化の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 公園・公共施設等の整備	公園の整備にあたっては、出入口等の段差の解消や多機能トイレの整備など、誰もが利用しやすい空間の整備に努めます。 市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどとしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。 民間建築物においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による認定や「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（熊本県のやさしいまちづくり条例）」に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。	R6年度	地域住民や利用者から意見を聞きながら、誰もが利用しやすい公園を目指し機能再編を行う。 公園を改修する場合、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、トイレや出入口等の整備を行う。	公園機能の再編に向け、地域住民や利用者からの意見の聴取を目的としたワークショップを開催した。	A	市民等の意見や当該条例の基準を反映した設計を行い、再整備を実施する。	有	—	みどり公園課 みどり政策課	
		R7年度	引き続き、地域住民や利用者から意見を聞きながら、誰もが利用しやすい公園を目指し機能再編を行う。 公園を改修する場合、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、トイレや出入口等の整備を行う。							
		R6年度	誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備に引き続き努めていく。	設計時や工事中に確認をおこない、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行った。	A	引き続き、市民のニーズに答えられるよう整備を行っている。	有	—	営繕課	
		R7年度	引き続き、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備に引き続き努めていく。							
		R6年度	民間建築物について熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を206件行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促した。	A	条例に基づき、引き続き着実に協議を行っていくとともに、設計者への意識啓発に努める。	有	—	建築指導課	
		R7年度	引き続き、民間建築物について熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。							
		R6年度	令和6年度は館内エスカレータの一部に音声案内機能を追加する予定としている。	熊本城ホールの2Fエントランスロビーから4Fメインホールに向けてのエスカレーター6基に音声案内機能を追加した。	A	特になし。	無	—	誘致戦略課	
		R7年度	令和7年度以降は特になし。							
		R6年度	令和6年度の対象事業はなし。 今後、復旧予定の施設についてもすべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。	対象事業なし。	—	すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。	有	—	熊本城総合事務所	
		R7年度	令和7年度の対象事業はなし。 今後、復旧予定の施設についてもすべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		2	生活環境の向上							
施策の方向性		(2)	バリアフリー化の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
② 安全で快適な道づくり	歩道の不陸等の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。道路と施設との連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を推進します。	R6年度	バリアフリー法に基づく特定道路に指定されている路線の整備状況を把握し、引き続き、計画的にバリアフリー化を行う。	バリアフリー法に基づく特定道路の指定されている路線において、点字ブロックの設置を行い、バリアフリー化を図ることができた。	A	バリアフリー法に基づく特定道路に指定されている路線の整備状況を把握し、引き続き計画的にバリアフリー化を行う。	有	—	道路保全課	
		R7年度	安全で快適な道路環境の実現に向けて、計画的に道路のバリアフリー化を図るとともに、歩道の段差解消や既設点字ブロックの補修などを行い、誰もが安心して利用できるバリアフリー空間を確保する。							
		R6年度	放置自転車の減少のための啓発活動と、公道上の放置自転車の撤去に引き続き取り組み、動線の確保に努める。他部署や地元との連携を引き続き図り、不法占用物件の撤去、改善指導を行うことによる安全な通行同線の確保に努める。	他部署や地元との連携により、不法占用物件の減少に繋げることができた。	A	他部署や地元との連携を継続することで、障がいの有無に関わらず全ての歩行者の利便に資する歩行空間の確保に努める。	有	—	自転車利用推進課 移動円滑推進課	
		R7年度	引き続き、他部署や地元との連携を図り、不法占用物件の撤去、改善指導を行うことによる安全な通行同線の確保に努める。							
③ 公共交通機関の利便性の向上	障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス、超低床車両電車等の導入を促進します。段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。バス停にベンチを設置して待合環境の改善を推進することで、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるとともに、公共交通の利用促進を図ります。	R6年度	電停改良について：味噌天神前電停について、予備設計を実施することでバリアフリー化の検討を行う。ベンチ設置について：バス停にベンチを設置し、待合環境の改善を推進することで、公共交通の利用促進を図る。（R6年度163箇所）	電停改良について：予備設計を行い、実現可能な整備案を整理した。ベンチ設置について：R6年度には背付きベンチ、サポーターベンチなど計38基のベンチを設置した。（R5年度からの合計81基）	B	電停改良について：バリアフリーマスタープランの電停改良優先度の高い電停から改良の検討を行う。ベンチ設置について：ベンチ設置を継続して実施する。	有	—	公共交通推進課	
		R7年度	電停改良について：味噌天神前電停について、引き続きバリアフリー化に向けた設計を実施する。ベンチ設置について：バス停ベンチの設置を継続して実施することで、待合環境の改善を推進する。（R7年度62箇所）							